別表十六(九)
「8」又は「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 特別償却準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	（　　）

別表十六(九) 平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

資産区分	特別償却に関する規定の該当条項	1	第　条第　項 第　号	第　条第　項 第　号	第　条第　項 第　号	計
	種類	2				
	構造・区分・設備の種類	3				
	細目	4				
	事業の用に供し			平　・　・	平　・　・	
	耐用			年	年	
当期積立額		7	円	円	円	円
当期積立限度額	当期の特別償却限度額	8				
	前期から繰り越した積立不足額又は合併等特別償却準備金積立不足額	9				
	積立限度額 (8)＋(9)	10				
差引	積立限度超過額 (7)－(10)	11				
	積立不足額 割増償却 (8)－(7)					
	積立不足額 初年度特別償 (8)－((7)－(9)) ((7)－(9)≦0の場合は(8))	13				
積立不足額	翌期に繰り越すべき積立不足額 (10)－(7)	14				
	当期において切り捨てる積立不足額又は合併等特別償却準備金積立不足額	15				
	差引翌期への繰越額 (14)－(15)	16				
	翌期への繰越額の内訳 平・・ 平・・	17				
	翌期への繰越額の内訳 当期分 (12)又は(13)	18				
	翌期への繰越額の内訳 計 (17)＋(18)	19				
当期積立額のうち損金算入額 ((7)と(10)のうち少ない金額)		20				
合併等特別償却準備金積立不足額 (8)－(7)		21				
翌期繰越額の計算	積立事業年度	22	平・・ 平・・	平・・ 平・・	平・・ 平・・	
	各積立事業年度の積立額のうち損金算入額	23	円	円	円	円
	期首特別償却準備金の金額	24				
	当期益金算入額 均等益金算入による場合 (23)×84、60又は(耐用年数×12)	25				
	当期益金算入額 同上以外の場合による益金算入額	26				
	当期益金算入額 合計 (25)＋(26)	27				
	期末特別償却準備金の金額 (24)－(27)	28				

P82～85参照

P85参照

法　0301－1609

別表十六(九)

「８」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (平成28年旧措置法第68条の10第１項第１号イ)	10384 ※１	「８」欄の金額
	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (平成27年旧措置法第68条の10第１項及び第６項(同条第１項第１号イ))	10415 ※２	
	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (平成28年旧措置法第68条の10第１項及び第６項(同条第１項第１号ロ))	10550 ※３	
	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (平成28年旧措置法第68条の10第１項第１号ハ)	10387 ※４	
	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の10第１項(第42条の５第１項第１号))	10568 ※５	
	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の10第１項(第42条の５第１項第２号))	10281 ※６	
	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (平成28年旧措置法第68条の10第１項第２号)	10287 ※７	

※１　区分番号「10384」は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの期間内に取得等をした認定発電設備に該当する太陽光発電設備について、特別償却の適用を受ける場合が該当します。

※２　区分番号「10415」は、平成27年４月１日前に取得等をした認定発電設備に該当する太陽光・風力発電設備について、即時償却の適用を受ける場合が該当します。

※３　区分番号「10550」は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの期間内に取得等をした認定発電設備に該当する風力発電設備について、即時償却の適用を受ける場合が該当します。

※４　区分番号「10387」は、平成28年４月１日前に新エネルギー利用設備等の取得等をした場合が該当します。

※５　区分番号「10568」は、平成28年４月１日以後に新エネルギー利用設備等(太陽光発電設備(認定発電設備に該当しないものに限ります。)、風力発電設備、中小水力発電設備など)の取得等をした場合が該当します。

※６　区分番号「10281」は、二酸化炭素排出抑制設備等の取得等をした場合が該当します。

※７　区分番号「10287」は、平成28年４月１日前にエネルギー使用制御設備の取得等をした場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の11第１項(第42条の６第１項第１号))	10031	「８」欄の金額
	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の11第１項(第42条の６第１項第２号))	10034	
	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の11第１項(第42条の６第１項第３号))	10037	
	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の11第１項(第42条の６第１項第４号))	10040	
	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の11第２項)	10471	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (平成28年旧措置法第68条の14第１項(平成28年旧措置法第42条の10第１項第１号イ))	10482 ※１	「８」欄の金額
	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (平成28年旧措置法第68条の14第１項(平成28年旧措置法第42条の10第１項第１号ロ))	10485 ※２	
	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の14第１項(第42条の10第１項第１号))	10570	
	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の14第１項(第42条の10第１項第２号))	10488	

※１　区分番号「10482」は、平成28年３月31日までの期間内に取得等をした特定中核事業用設備について、即時償却の適用を受ける場合が該当します。

※２　区分番号「10485」は、平成28年３月31日までの期間内に取得等をした機械装置等(特定中核事業用設備を除きます。)について、特別償却の適用を受ける場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」	10292	「８」欄の金額
地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」	10552	
特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」	10429	
生産性向上設備等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の15の６第１項)	10493 ※	
	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の15の６第１項及び第２項)	10496 ※	

※　区分番号「10496」は、平成28年３月31日までの期間内に取得等をした特定生産性向上設備等について、即時償却の適用を受ける場合が該当し、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの期間内に取得等をした特定生産性向上設備等について特別償却の適用を受ける場合は、区分番号「10493」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
公害防止用設備の特別償却	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」	10396	「８」欄の金額
船舶の特別償却	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」	10301	
耐震基準適合建物等の特別償却	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の17第１項)	10502	
	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の17第２項)	10505	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」	10304	
共同利用施設の特別償却	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」	10307	
特定農産加工品生産設備の特別償却	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」	10377	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定地域における電気通信設備の特別償却(特定信頼性向上設備等の特別償却)	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (平成28年旧措置法第68条の26第１項)	10435 ※	「８」欄の金額
	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の26第１項)	10574 ※	
	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (平成28年旧措置法第68条の26第２項)	10508	

※　区分番号「10574」は、平成28年５月31日以後に特定電気通信設備の取得等をした場合が該当し、同日前に取得等をした特定信頼性向上設備について平成28年度税制改正前の措置の適用を受ける場合は、区分番号「10435」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定地域における工業用機械等の特別償却	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」	10120	「８」欄の金額
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」	10511	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」	10514	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」	10517	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」	10135	
特定地域における産業振興機械等の割増償却	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (平成27年旧措置法第68条の27第２項第１号)	10438 ※１	
	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の27第２項第１号)	10557 ※１	
	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の27第２項第２号)	10544 ※２	
	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (平成26年旧措置法第68条の27第２項第２号)	10441 ※２	
	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の27第２項第３号)	10520 ※２	
	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の27第２項第４号)	10559	

※１　区分番号「10438」は、平成27年４月１日前に取得等をした産業振興機械等について、半島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合が該当します。平成27年４月１日以後に取得等をした産業振興機械等について、平成27年度税制改正により改組された半島振興法の認定産業振興促進計画に記載された区域及び事業(経過措置によりその区域及び事業とみなされるものを含みます。)に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「10557」が該当します。

※２　区分番号「10441」は、平成26年４月１日前に取得等をした産業振興機械等について、奄美群島に係る措置の適用を受ける場合が該当します。平成26年４月１日以後に取得等をした産業振興機械等について、平成26年度税制改正により改組された奄美群島振興開発特別措置法の認定産業振興促進計画に記載された区域及び事業(経過措置によりその区域及び事業とみなされるものを含みます。)に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「10520」が該当します。
　なお、離島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「10544」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
医療用機器の特別償却	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」	10325	「８」欄の金額
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」	10331	
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の次世代育成支援対策資産の割増償却	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (「第68条の33第１項第１号イ」又は「第68条の33第１項第２号イ」)	10561	
	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (「第68条の33第１項第１号ロ」又は「第68条の33第１項第２号ロ」)	10563	
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」	10337	
特定都市再生建築物等の割増償却	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の35第３項第１号イ)	10450 ※	
	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (「第68条の35第３項第１号ロ」、「平成27年旧措置法第68条の35第３項第２号ロ」又は「平成25年旧措置法第68条の35第３項第２号」)	10453 ※	
	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の35第３項第２号)	10523	
	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (「68条の35第１項」又は「平成27年旧措置法第68条の35第１項」(「第47条の２第３項第３号」又は「平成27年旧措置法第47条の２第３項第４号」))	10462	

※　区分番号「10450」は、平成25年４月１日以後に都市再生特別措置法の特定都市再生緊急整備地域において取得等をした同法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置の適用を受ける場合が該当します。また、区分番号「10453」は、平成25年４月１日以後に都市再生特別措置法の都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を除きます。)において取得等をし、又は同日前に取得等をした同法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置の適用を受ける場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
倉庫用建物等の割増償却	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (平成28年旧措置法第68条の36第１項)	10343 ※	「８」欄の金額
	「第68条の41第１項」又は「第68条の41第11項」 (第68条の36第１項)	10576 ※	

※　区分番号「10343」は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律による改正前の流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(物流効率化法)の認定又は確認を受けた法人の平成29年３月31日以前に取得等をした倉庫用建物等について平成28年度税制改正前の措置の適用を受ける場合が該当します。また、改正後の物流効率化法の認定を受けた法人が流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行日以後に倉庫用建物等を取得する場合は、区分番号「10576」が該当します。

「９」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
準備金方式による特別償却(特別償却準備金積立不足額)	「第68条の41第２項」、「第68条の41第３項」又は「第68条の41第12項」	10564	「９」欄の金額